

市川南高校 特別指導の基本方針

1 特別指導の意義と方針

生徒指導は、学校の教育目標を達成するための重要な機能の一つであり、一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動である。すなわち、生徒指導は、全ての児童生徒の人格のより良い発達と学校生活が有意義で興味深く、充実したものになることを目指すものである。

学校教育において、生徒指導は学習指導と並んで重要な意義を持つものであり、また、両者は相互に深くかかわっている。学校においては、生徒指導が一人一人の児童生徒の健全な育成を促し、自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指すという生徒指導の積極的な意義を踏まえ、教育活動全体を通じ、その一層の充実を図っていくことが必要である。

(1) 特別指導についての基本的な考え方

- ・特別指導は、自身の行動の過ちの反省や自身の抱える問題解決を促し、これからの学校生活が健全に営まれることを目的として行う指導であり、処罰ではない。
- ・特別指導は、問題行動の内容別に検討をする。また、保護者の理解を得た上で家庭謹慎指導と学校謹慎指導に分けて実施する。

【家庭謹慎指導】(期間中は欠席扱い)

【学校謹慎指導】(期間中は出席扱いとする。但し、教科は欠課とする)

別室で教科指導及び※教員から説諭を受ける。

※教員とは、校長・教頭・主幹教諭・生徒指導主事・進路指導主事・学年主任
教科担当教諭・担任・副担任・部活動顧問等を指す。

2 特別指導の手順 (部屋を分けて、個別に事情聴取する)

(1) 問題行動の事実確認

- ・該当生徒及び関係者から事情聴取をする。(聞き取りの時間は公欠扱い)
- ・事実関係の整合性を図る。(該当学年主任・該当学年生徒指導部員等)
- ・事実確認では、生徒の人権に十分配慮する。
- ・学校は教育の場であることを重視し、教育的配慮のもとに指導する。

(2) 保護者への連絡と説明

- ・問題行動について事情を確認の上、速やかに保護者へ連絡をする。(被害者、加害者)
- ・加害者の生徒は、原則として、保護者が引き取りをする。
- ・指導方法については、家庭の状況等を配慮する。(学校謹慎指導・家庭謹慎指導・両方の指導)
- ・特別指導中の心得、課題・反省文等について該当学年より生徒、保護者へ説明をする。
- ・特別指導中は、家庭訪問等を行う。

(3) 校内の体制等

- ・教員の協力体制によるぶれない指導を行う。
- ・事実確認後、速やかに学年会議を開き、学年の意向をまとめ生徒指導部へ報告する。
- ・指導方法等については、生徒指導部で検討し、臨時職員会議にて校長決済を受け校長の責任のもとに特別指導を実施する。
- ・指導経過等については、担任が記録し、事後の指導に生かす。
- ・進路決定者については、進路指導部と連携する。
- ・半年をさかのぼる問題行動が発覚した場合は、現在の本人の生活態度等を照らし合わせ慎重に指導内容を検討する。
- ・問題行動が複数の場合は、重い事案の特別指導を行う。
- ・いじめ等の問題や刑法犯行為については、関係機関と連携を図る。

3 特別指導の内容

| |
|--|
| 生徒指導部長注意: 生徒指導主事による厳しい指導と担任または教科担任による指導を行う。 校長注意: 保護者召喚の上、校長より厳重注意を行う。 特別指導: 保護者召喚の上、校長より謹慎指導の申し渡しを行う。 |
|--|

- ・期間については過去の指導例等に基づき、事案の内容により、指導に必要な日数を(7～30日以内) 行う。
- ・反省状況が足りない場合や問題行動が度重なる場合には、特別指導の延長もある。

4 懲戒(停学・退学)について

重大事案については、学校教育法の定めるところにより懲戒とする。

参照

千葉県教育委員会 生徒指導の意義と基本方針

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/shidou/seitoshidou/documents/documents/seitoshidoujuujitunotameni.pdf>